

住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

本事業には、既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、耐震診断及び耐震改修等を行う「住宅・建築物耐震改修事業」、アスベスト対策の計画的誘導及びアスベスト含有の有無に関する調査等を行う「住宅・建築物アスベスト改修事業」があります。また、災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転について支援等を行う「がけ地近接等危険住宅移転事業」があります。

1. 住宅・建築物耐震改修事

(1) 住宅・建築物の（擁壁を含む）の耐震診断

交付率：住宅（民間実施：2／3（国1／3、地方1／3））
建築物（地方公共団体実施の場合：1／3）

(2) 住宅・建築物の（擁壁を含む）の耐震改修

交付率：

- ①一戸建て住宅：23%（国11.5%、地方11.5%）の1／2
- ②建築物：23%（国11.5%、地方11.5%）の1／2
- ③緊急輸送道路沿道住宅・建築物：国1／3、地方1／3
- ④避難路沿道等住宅・建築物：国・1／6、地方1／6
- ⑤避難所等：国1／3、地方1／3

※本事業における「住宅」とは、一戸建て、長屋及び共同住宅をいい、
「建築物」とは、住宅以外の建築物をいいます。

2. 住宅・建築物アスベスト改修事

(1) 建築物における吹付けアスベスト等の有無の調査

交付率：定額助成（原則250千円／棟あたり）

(2) 建築物における吹き付けアスベスト等の除去等

交付率：1／3

(3) 建築物におけるアスベスト除去・封じ込め等工事の実施と検証等を行うモデル事業

交付率：10／10

(4) 建築物に係るアスベスト対策のための計画的実施の誘導

交付率1／2（地方公共団体実施）、1／3（民間実施）

(3) 住宅・建築物に係る耐震化のための計画の策定、

住宅・建築物の耐震化の計画的誘導に関する事業

交付率：住宅（国1／3、地方1／3）

耐震改修イメー



〈一戸建て住宅〉

〈建築物〉



3. がけ地近接等危険住宅移転事

(1) 危険住宅※の除去等

交付率：1／2（限度額780千円／戸あたり）

(2) 危険住宅※に代わる住宅の建設（購入を含む）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

交付率：1／2（原則4,060千円／戸あたり）

※建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域等の要件があります。